

「香美町ものづくり支援事業補助金」 募集要項

1. 目的

香美町内の地域の活性化と産業の振興を図るため、地域資源や特徴を活かした商品開発及び既存製品の改良、又は6次産業次化※（注1）の推進を図るために要する経費を補助することで、将来にわたり安定した事業展開を支援するため、事業費の一部を補助するものです。

2. 補助対象者

- 1) 町内に本店又は本所を有する事業者（個人事業主を含む。）
- 2) 町内に住所を有する個人又は団体
- 3) 町の徴収金に滞納がない者
- 4) この補助金と同種の補助金等の交付を町から受けていない、又は受けようとならない者

※（注1）「6次産業化」とは・・・第1次産業「農林漁業」従事者による第2次産業「製造業、加工業等」及び第3次産業「販売業、観光業等」への取り組みをいう。

3. 補助対象事業

- 1) 事業化を目的とした新製品、新技術、新サービスの開発又は既成製品の改良又は生産方式の改善に関する事業 ※（注2）
- 2) 農林水産物を用いた新たな加工品の製造及び販売に取り組む事業
- 3) 補助金交付決定のあった日から3月31日までに完了する事業 ※（注3）

※（注2）飲食店での新メニューの開発は、対象外です。但し、店外への商品の販路拡大を予定している場合は対象となります。

※（注3）「3月31日までに完了」とは、事業実績報告書の提出、補助金請求等が全て終わっていることを示しています。また、期日までに事業が終了すれば、その時点で関係書類の提出をお願いします。

4. 補助対象経費、補助率及び補助金の額

補助対象経費	補助率	補助金の額
専門家謝金・専門家旅費、特許等の取得に係る費用、外注加工費、デザイン開発費、市場調査費、調査研究委託費、その他町長が特に必要と認めた費用 ※（注5）	補助対象経費の2分の1以内	上限500千円

※注5)対象経費の内容

- ・専門家謝金、旅費・・・事業実施のために招聘する専門家謝金、旅費

- ・特許等の取得に係る経費・・・特許等の取得の手続きを専門事業者への委託等に係る経費等
- ・外注加工費・・・原材料等の加工、設計等を外注する際に必要な経費
- ・デザイン開発費・・・商品等デザイン開発・制作に関する委託費・購入費、専門家謝金・旅費
- ・市場調査費・・・販売を伴わない展示会等への出展料及び会場借上料
- ・調査研究委託費・・・事業実施のために必要な調査研究を委託する経費

【補助の対象とならない経費】

- 1) 原材料費、公訴公課（消費税及び地方消費税等）、振込手数料（代引手数料も含む）、自社社員の人件費、印刷製本費、通信運搬費、食糧費、日常使用する事務用消耗品等
- 2) 補助対象期間外に発注、購入、契約等を実施したものは、補助対象とはなりません。
- 3) 同一事業において、国等から助成を受けるときは、当該補助金額を補助対象経費から除外します。
- 4) 旅費については、もっとも経済的な通常の経路及び方法により算出されたものを対象とする。

5. 事業の流れ

申請書の作成

↓

申請書の提出

↓

セミナー参加 商工会が開催するセミナーへ参加（全2回予定）

↓

採択通知 申請後、2週間程度（採択された方には、補助金交付決定通知を送付します）

※セミナーは、香美町商工会への委託事業です。セミナー全受講することが採択条件です。

※事業開始は、補助金交付決定通知後に着手してください。

6. 採択予定者数 3～4件程度（但し、予算終了に伴い募集は終了します。）

7. 必要書類

(1) 本申請時の必要書類

- ① 香美町ものづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 申請企業の概要（様式第4号）
- ⑤ その他町長が必要と認める書類等

(2) 事業完了時の必要書類

- ① 香美町ものづくり支援事業実績報告書（様式第 6 号）
- ② 収支決算書（様式第 7 号）
- ③ 成果品の写真
- ④ 領収書など支払いが分かる書類の写し
- ⑤ その他

(3) 補助金の支払い

- ・ 事業完了報告書類の審査、制作物等（成果品）の確認が終了したのち請求（様式第 8 号）を行っていただき、支払い手続きを行います。

8. 補助金交付決定の取り消し

- 1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- 2) 補助対象事業を承認なく変更又は取りやめをしたとき
- 3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき

9. 提出先、提出方法

提出先：	〒669-6592	香美町香住区香住 870-1	香美町役場	観光商工課	商工労政係
	〒667-1392	香美町村岡区村岡 390-1	〃	村岡地域局	農林建設係
	〒667-1503	香美町小代区大谷 564-1	〃	小代地域局	農林建設係

提出方法：郵送又は持参にて提出してください。

10. 問合せ先 香美町観光商工課 商工労政係 TEL0796-36-3355（直通）